

行政事務支援システムの機器賃借等に係る業務仕様書

第1 システムの導入

1 基本要件

京都府においては、行政改革の推進に対応し、行政事務の効率化、高度化と府民サービスの向上を図るため、原則として職員1人1台のパソコンを段階的に配置し、ネットワークとの接続等情報基盤を整備するとともに、全庁に事務処理支援システム（以下「行政事務支援システム」という。）を導入して新しい時代にマッチした行政事務スタイルを実現することを目的として、平成9年度より事業に着手し、平成14年度に一定整備を達成した。

今後もIT技術の進展に即応し、適宜機器・システム等の更新を行い、さらに効率的なシステムを実現するため、システムを構成するクライアント等の一部の機器を撤去し、それに代わる機器を新規に導入する。機器の導入にあたっては、以下に示す各要件を満たすこと。

(1) 機能

- ・ 機器別紙に示す台数のとおり行政事務支援システムを追加・更新すること。
- ・ 次の機能を実現すること。
- ・ クライアント等の機能については、今回調達するハードウェア及びソフトウェアに加えて、京都府保有の既存ソフトウェア（4（2）「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」及び4（3）「開発システム等一覧」）を活用して実現すること。

(ア) 文書作成・表計算機能

各クライアントから、各種OAソフトの利用が行えること。

(イ) グループウェア基本機能

各クライアントから、以下に示すグループウェアシステムの基本機能を利用することができること。

- ・ 電子掲示板
- ・ 電子メール
- ・ 電子会議室
- ・ スケジュール管理
- ・ 文書管理

(ウ) 開発システムの利用機能

各クライアントから、グループウェア基本機能を拡張した形で既に開発された各システム及び今後開発される各業務システムの利用が行えること。

(エ) ネットワークプリント機能

各クライアントからネットワークを介し、所定のプリンタで印刷ができること。

(オ) WEBブラウジング機能

各クライアントから、インターネットのホームページ閲覧が行えること。

(カ) その他日常業務支援機能

その他、(ア)～(オ)に属さない現行行政事務支援システムに係る機能を実現すること。

(2) 更新に当たっての留意点

行政情報ネットワークを共有している他のシステムに影響を与えないこと。

- ・ 税務支援システム
- ・ 土木事業執行支援システム
- ・ 住宅システム
- ・ 設計積算システム
- ・ 人事給与システム
- ・ 統合財務システム
- ・ 府議会会議録検索システム
- ・ 健康福祉部電算システム
- ・ 行政事務支援システム（既整備分） 等

(3) 性能の確保

- ・ 導入する各ソフトウェア及びシステム等の複数起動・稼働を可能とし、サーバやクライアントの性能不足等による、ハングアップ、レスポンス低下等が生じないこと。
- ・ 各機器の品質には十分注意すること。なお、一定期間中に製造不良による故障が導入台数の10%を超えた場合は、該当機器に対する抜本的対策を講じること。

(4) 信頼性の確保

- ・ (3)に係る保守管理仕様を満たすクライアントを調達し、クライアントに障害が発生した場合、4時間以内に、別クライアントでの代替等を含めて復旧できることを可能とすること。

- (5) サーバ・クライアント間の連携機能の確保
- サーバ・クライアント間において、4に記載の「調達ソフトウェア一覧」、「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」及び「開発システム等一覧」に示すソフトウェアを使用して、各システムが正常に動作すること。
- (6) 無線ネットワーク通信（庁内無線）の設定について
- 庁内無線設備と正常に通信できるように設定を行うこと。
 - 必要に応じて無線設備を整備、保守している業者と認証方式等について連携すること。
 - 導入時の不具合発生の際は原因の切り分けを行うこと。
- (7) 携帯ネットワーク通信（SIM通信）の設定について
- 在宅勤務のネットワーク接続用のSIMカードを京都府で別途調達し提供するの
で、モバイル端末に挿入のうえ利用に係る設定を行うこと。
 - 必要に応じてSIMカードの調達業者と認証方式等について連携すること。
 - 導入時の不具合発生の際は原因の切り分けを行うこと。
- (8) 安全性の確保
- 導入する情報システムはあらかじめウイルス検査を行うこと。
 - 本業務を実施するに当たっては、京都府情報セキュリティ基本方針及び京都府情報セキュリティ対策基準に定める事項を遵守しなければならない。
- (9) 作業期限
- ①システム整備期限
- 次の期日までに、行政事務支援システムの導入に係る作業を完了すること。
- 令和6年11月30日
- ※なお、作業自体は特段の事情がない限りは平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関するに規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の8時30分から17時15分の間に実施すること。
- ②業務完了期限
- 次の期日までに、旧機器の撤去・データ消去・運搬等に係る全業務を完了すること。
- 令和7年1月31日

2 作業内容

受託業者は、今回導入する機器において、行政事務支援システムとして必要な機能の利用

が行えるよう、以下に示す各項目をはじめとする必要な作業を行うこと。

また、各作業については、特に指定のない場合は受託業者の自社屋内等で行い、現地での作業時間を極力短くすること。ただし、不可能なもの又は不適切なものと判断されるもので、京都府の指示又は承認を受けたものはこの限りでない。

なお、設定作業等の実施にあたっては、京都府のほか、「行政事務支援システム運用業務」受託業者（以下「事務支援運用者」という。）及びその他の「システム運用業務」受託業者（以下「システム運用者」という。）等の関係業者と十分な調整を行うこと。

（１）設定作業

各クライアントについての必要な作業の概要は、以下のとおりである。詳細については、導入開始までに示す端末設定表及び京都府の指示に従って作業すること。

（ア）各種初期設定作業

必要なOS・ドライバ等をインストールし、ネットワークの各種設定、プリンタの登録など、クライアントとしての動作に必要な各種初期設定を行うこと。また、各機器に管理番号などを印刷したシールを貼付すること。なお、IPアドレス等、ネットワークの設定に必要な情報については、京都府から提供するものとする。

※ 新規導入クライアントにおいては、実際の導入までに、インストールソフトの詳細等について京都府と協議の上、不要と判断されたユーティリティ等については、ハードディスクから削除すること。

（イ）行政事務支援システム機能設定作業

各クライアントの実現する機能に応じて、必要なソフトウェア及び京都府が提供する各プログラム（「調達ソフトウェア一覧」、「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」、「開発システム等一覧」参照）をインストールするとともに、ドメイン参加、ユーザの登録、各種メニュー設定など、行政事務支援システムのクライアントとして必要な設定を行うこと。また、端末の導入設定情報に関する資料を作成し、京都府に報告すること。

※ インストールに必要な機器等については、受託業者で用意するものとする。詳細は別途調整するものとする。

※ ノート端末の一部（現時点で約190台を想定）について、LGWAN ネットワーク用端末及び個人番号利用事務ネットワーク用端末として利用予定であるため、京都府が別途指示する内容（必要なOS・ソフトウェア等のインストール、ネットワークの各種設定等）でLGWAN ネットワーク用及び個人番号利用事務ネットワーク用のマスタ端末（2種類）を作成すること。

2種類のマスタ端末作成後は、そのマスタ端末に対して京都府が独自システムの導

入やショートカットフォルダの配置を行うので、その端末をクローニングの上、別途指定するドメインへの参加を行った上で、展開すること。

(ウ) 動作確認作業

インストールを行ったソフトウェアが正常に動作することを確認するとともに、ネットワーク機能の動作確認を行うこと。この作業は京都府の指定する作業場所で開催することとし、原則受託業者の社屋等からは実施できないものとする。

京都府が別途示す作業手順書等に従い、行政事務支援システムとしての各機能の正常利用について確認を行い、その内容を京都府に報告すること。

(エ) 搬入・設置作業

今回調達するクライアント及び京都府が保有するモバイル端末（FMV LIFEBOOK U7311/H）100台を所定の場所へ設置すること。（現時点の見込みは別添端末設置場所のとおりとするが多少の増減の可能性はある。）

クライアント設置にあたって、電源タップが必要な場合は、京都府から電源タップを提供する。

※原則として設置場所へ入れ替え作業時に直接搬入すること。なお、詳細な設置場所や搬入期日等については、上記1.（9）の作業期限の範囲内で別途調整する。

(2) 更新対象機器の撤去作業等

a 撤去後、旧クライアントを受託業者の自社屋内等へ運搬し、京都府が用意するデータ消去ツール（ディスクシュレッダー7）を用いて、ハードディスク等のデータを復元できないよう完全に消去すること（電磁消去及び物理破壊は不可）。旧機器から新機器へのデータ移行作業は京都府が実施するため不要である。

b 旧機器を以下の場所に運搬すること。

○クライアント

品名	型番	台数	運搬先
FUJITSU LIFEBOOK	S938/B	89台	別途京都府が指定する場所
FUJITSU LIFEBOOK	A579/B	1,902台	

※運搬する機器は原則端末本体、ACアダプタ、マウス及びマウスパッドだが、FUJITSU LIFEBOOK S938/Bについて、外付けディスプレイが配備されている場合（85台程度）はあわせて運搬すること。

c 今回調達する機器の賃貸借期間終了後の撤去及びデータ消去は京都府が行う。

(3) その他の作業

a 職員への引継

クライアントについては、設置後、設置場所における各所属の管理者に新規端末の基本的な取扱方法等について説明すること。

b 機器等の取扱注意

設置作業・設定変更作業等に伴う機器の取扱には、十分注意すること。なお、障害が発生した場合には、受託業者の責任において、従前の機能を確保すること。

c 廃棄物の処理

- ・設置作業等に伴い発生する廃棄物は、受託業者において処分を行うこと。
廃材回収は作業日において受託業者で回収すること。
- ・外付けディスプレイの配備にあたり、付属の電源ケーブル及び HDMI ケーブル以外のケーブルについては使用しないため受託者において引き取ること。

d その他

その他別途指示する作業について対応を行うこと。

3 導入ハードウェアの仕様

(1) 基本要件

- ・各機器は省エネルギー、省電力、省スペースを実現できること。
- ・執務スペースの有効活用の観点から、ACアダプタ等周辺機器も含め、極力コンパクトなものであること。
- ・市販の同等機能の製品と比べ、大きな性能の差が生じないこと。なお、中古品は不可とする。
- ・各機器の品質には十分注意すること。なお、一定期間中に製造不良による故障が導入台数の10%を超えた場合は、該当機器に対する抜本的対策を講じること。

(2) 導入機器

以下に示す各要件を満たすこと。

(ア) 構成要件

導入するクライアントはそれぞれ同一機種とすること。

(イ) 性能要件

以下に示す装置から構成されていること。

<クライアント（ノート型パソコン） 869台>

形態	AC電源でも稼働可能なノート型端末
CPU	インテル Core i3-1215U、AMD Ryzen 5 7535U または同等以上
メモリ	8GB 以上 ※内蔵するメモリは全て、本体のハードウェアメーカー純正品とする。
ストレージ容量	SSD256GB 以上
光学ドライブ	内蔵しないこともしくは使用できないような設定を行うこと。
表示装置	1920×1080 ドット（フル HD）での表示が可能なこと。
画面サイズ	15～16 インチ
重量	2.1 kg 以下
インターフェース	・ USB3.0type-A(USB3.1Gen1、USB3.2Gen1) 2ポート以上及び type-C 1ポート以上 ※端末の AC アダプタのプラグ形状が typeC で、端末に type-C が 1ポートしかない場合は、変換アダプタを用いて、1ポート以上新たに設けること。 ・ HDMI ポート 1つ以上 ・ Bluetooth (v5.0 以上) 機器の接続が可能なこと。
ネットワーク	1000Base-T 以上のネットワークインターフェースを備え、行政情報ネットワークに接続できること。(行政情報ネットワークのための有線 LAN の変換器を用いた場合に USB type-A の空きポートが 1つ以上確保できること。)
ワイヤレス通信	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠 (W52/W53/W56)、Wi-Fi 準拠であること

	と。
入力装置	光学式マウス（単3又は単4電池で動作し、Bluetooth接続に限る）及びマウスパッドを添付すること。電池式マウスには電池を内蔵して納品すること（電池の入れ替えについては保守対象外とする）。なお、マウスはサードパーティ製でも可とするが、技術基準適合証明を受けている製品とすること。接続においてはUSB等のレシーバが不要なものとすること。
キーボード	日本語表示されていること。JIS標準配列に準じたキーボードであること。
ネットワークプロトコル	TCP/IPが利用可能であること。
バッテリー	AC電源からの電力供給なしで9時間以上バッテリー駆動できること。（「JEITAバッテリー動作時間測定法 Ver.2.0及びVer.3.0に基づくこと） ※なお、端末によってはバッテリーのみの交換ができない場合があるが、バッテリー交換が必要な場合は、同型式の代替機等で交換対応すること。
カメラ	92万画素以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理ツール等をはじめとする「調達ソフトウェア一覧」及び「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」で示す各ソフトウェアの動作環境が満たされること。 ・Windowsに標準搭載されている、BitLockerを有効化しておくこと。（なお、Excel形式で回復キーの一覧表を提出すること） ・利用期間中、日常業務に支障のない快適な利用のためのレスポンスを確保すること。

<クライアント（モバイル型パソコン）1,022台>

形態	AC電源でも稼働可能なノート型端末
CPU	インテル Core i5-1335U、AMD Ryzen 5

	7535U または同等以上
メモリ	8 GB 以上 ※内蔵するメモリは全て、本体のハードウェアメーカー純正品とする。
ストレージ容量	SSD 256GB 以上
光学ドライブ	内蔵しないこともしくは使用できないような設定を行うこと。
表示装置	1920×1080 ドット (フル HD) での表示が可能なこと。
画面サイズ	14 インチ以下
重量	1.05kg 以下
インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・ USB3.0type-A(USB3.1Gen1、USB3.2Gen1) 2 ポート以上及び type-C 1 ポート以上 ※端末の AC アダプタのプラグ形状が typeC で、端末に type-C が 1 ポートしかない場合は、変換アダプタを用いて、1 ポート以上新たに設けること。 ・ HDMI ポート 1 つ以上 ・ Bluetooth (v5.0 以上) 機器の接続が可能なこと。
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ LAN ポートが端末に内蔵されていない場合は、USB type-C での接続が可能な変換アダプタを用意し、LAN ポートを設けること。(その場合の変換アダプタはサードパーティ製でも可とするが、サイズは 70×30×30mm (ケーブル部分除く) を超えないこと。)
ワイヤレス通信	<p>nanoSIM カードを挿入することで、LTE 対応ワイヤレス WAN を利用できること。なお、SIM モジュールは内蔵されていること。</p> <p>また、IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠 (W52/W53/W56)、Wi-Fi 準拠であること。)</p>
入力装置	光学式マウス (単 3 又は単 4 電池で動作し、Bluetooth 接続に限る) 及びマウスパッドを添付すること。電池式マウスには電池

	を内蔵して納品すること（電池の入れ替えについては保守対象外とする）。なお、マウスはサードパーティ製でも可とするが、技術基準適合証明を受けている製品とすること。接続においては USB 等のレシーバが不要なものとする。
キーボード	日本語表示されていること。JIS 標準配列に準じたキーボードであること。
ネットワークプロトコル	TCP/IP が利用可能であること。
バッテリー	AC 電源からの電力供給なしで 10 時間以上バッテリー駆動できること。（「JEITA バッテリー動作時間測定法 Ver.2.0 及び Ver.3.0 に基づくこと） ※なお、端末によってはバッテリーのみの交換ができない場合があるが、バッテリー交換が必要な場合は、同型式の代替機等で交換対応すること。
カメラ	92 万画素以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 インチ～22 インチの外付けディスプレイ及び HDMI ケーブル（1 m 以上）を、各端末につき 1 つずつ添付すること。 ・ 運用管理ツール等をはじめとする「調達ソフトウェア一覧」及び「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」で示す各ソフトウェアの動作環境が満たされること。 ・ Windows に標準搭載されている、BitLocker を有効にしておくこと。（なお、Excel 形式で回復キーの一覧表を提出すること） ・ 利用期間中、日常業務に支障のない快適な利用のためのレスポンスを確保すること。

※サードパーティ製品で提案可能な項目について、サードパーティ製品で提案する場合は、それぞれ単一型番とすること

4 ソフトウェア一覧

(1) 調達ソフトウェア一覧

基本要件

- ・各ソフトウェア（OSを除く）は、クライアントOSに対応すること。
- ・各ソフトウェアのバージョンについては、納入時点で最新かつ動作保証されたものを導入すること。（京都府が指定した場合を除く）

種別	ソフトウェア名称	調達形態	整備数
OS	Windows 11 Pro 64bit	新規	1,891
ブラウザソフト	Microsoft edge (納品時点の最新バージョン)	新規	1,891
その他	.NetFramework Adobe Reader WindowsMediaPlayer Citrix Workspace Teams Microsoft Edge Web View2 Runtime FortiClient 一太郎ビューア そのほか本仕様書中に示した要求事項を実現するために必要なすべてのソフトウェア	新規	1,891

※OS 及びブラウザソフトについては最新の ServicePack 及び各種セキュリティパッチを適用すること。

(2) 京都府所有の関係ソフトウェア一覧

この一覧表に掲載するソフトウェアは、a) 今回調達するソフトウェアと合わせ、クライアントにそのまま導入するもの、b) 調達の前提となるもの（バージョンアップ・サポート更新）、c) その他（クライアントアクセスライセンス）である。

※以下のソフトウェアは京都府において無償で提供するものであり、保守運用期間中のサポート更新費用等は、本調達には含まれないものとする。

- a. そのまま導入するもの

種別	ソフトウェア名称
グループウェアソフト	MS Outlook2019 (マイクロソフト (株))
ワープロソフト	MS Word2019 (マイクロソフト (株))
表計算ソフト	MS Excel2019 (マイクロソフト (株))
プレゼンテーションソフト	MS PowerPoint2019 (マイクロソフト (株))

b. 調達的前提となるもの

種別	ソフトウェア名称
OS	Windows 11 Pro (マイクロソフト (株))
ウイルス検索・駆除ソフト	製品名：WindowsDefender
EDR、運用管理ツール	製品名：Tanium 契約名義：京都府 契約期間：令和4年10月1日～令和9年9月30日 ※EDR、運用ツールについては令和9年10月1日以降、 現行のものから変更される可能性があるため、その場合 別途協議の上対応すること。

c. その他

種別	名 称
サーバOS 関連	Windows server クライアントアクセスライセンス (マイクロソフト(株))
サーバ (グループウェア) 関連	ExchangeServer クライアントアクセスライセンス (マイクロソフト(株))

	SharePointPortalServer クライアントアクセスライセン ス (マイクロソフト(株))
--	--

(3) 納入時の動作試験について

納入の際は以下のシステムについて試験的に動作確認を実施することとし、京都府担当者の承認を得ること。以下のものは、いずれもブラウザ (Microsoft Edge) で動作可能で別途何らかのアプリの準備は不要である。

【開発システム等一覧】

Web会議システム	
京都府統計ナビ	
統合財務システム	
府議会会議録検索システム	
文書事務支援システム	
総務事務システム	
i J AMP	
京都府例規集・現行法令	
会議室予約システム	
ファイル交換サーバ	等

第2 保守管理仕様

1 基本要件

(1) 保守管理体制等

- ・ 「2 保守管理の内容」を満たすために必要な体制をとること。
- ・ 保守管理体制を明確にし、責任者を定めること。
- ・ 保守管理業務の実施に当たっては、京都府、事務支援運用者及びその他のシステム運用者等の関係者と必要な調整を行い、適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。
- ・ 保守作業に当たっては、システム管理者又はユーザが作成・管理している文書ファイル等のデータが漏洩しないよう注意すること。

(2) 保守管理区分

- ・ 受託業者は、納入した全てのハード・ソフトについては、賃貸借期間内中、下記

保守管理区分表に基づき保守管理を行うこと。

- 京都府が提供する開発システム及び他システムに関する保守管理は含まない。

<保守管理区分表>

		クライアント
ハードウェア保守	調達ハードウェア	○
ソフトウェア保守	調達ソフトウェア	○※1
	京都府所有ソフトウェア	●
	開発システム	●
	他システム	●

○ 受託業者において保守管理を行うもの

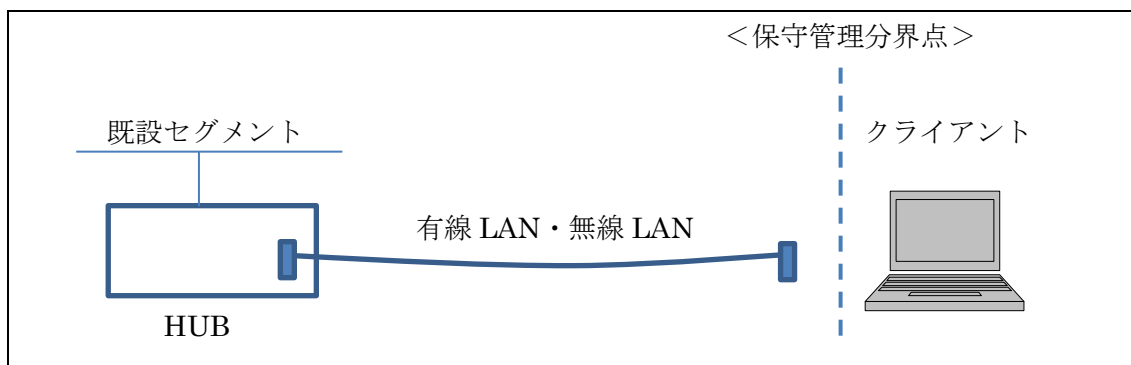
● 京都府又は既受託業者において保守管理を行うもの

※1 調達ソフトウェアは、調達形態（新規、サポート更新又は京都府の既保有ライセンスを前提としたバージョンアップ）を問わず、受託業者において保守を行うこととする。

(3) 保守管理分界点

受託業者が納入した機器の保守分界点は次図のとおりとする。

(図1 クライアント)



(4) 使用機器、材料の負担区分

保守作業に使用するハードウェア、ソフトウェア及び消耗品は、受託業者において用意すること。（トラブル対応として備蓄する代替機を含む。）

(5) バッテリ

異常な消耗が確認されたクライアントのバッテリーについては、適宜交換すること。

(6) SSD

SSD の寿命により頻繁にフリーズ等がみられる場合は、代替機に交換すること。

(7) 保守管理期間

令和 6 年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日

※なお、上記保守管理期間前であっても、端末配備後に生じた不具合等について下記「2 保守管理の内容」と同等の対応を行うこと。

2 保守管理の内容

(1) 対応時間

- ・ 平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関するに規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間に連絡を受けた障害については全て対応すること。
- ・ この時間以外に発生した障害についても、京都府と別途調整の上、必要な場合は対応を行うこと。

(2) 障害対応

受託業者が納入したハード及びソフトにおいて障害が発生した場合は、次の要件に従い、直ちに復旧回復のために必要な措置を行うこと。

なお、障害連絡は京都府又は事務支援運用者から行う。

- ・ ソフト障害において、配信ソフト等の運用ツールの利用が有効な場合は、事務支援運用者と協力して、必要な措置を行うこと。
- ・ 機器に障害が発生した場合、代替機の設置等により、システムの利用が 4 時間以内に再開できること。クライアントのデータ移行作業は必要ない。テレワーク環境に係る必要な端末設定作業は行うこと。

※なお、代替機の設置は本庁及び京都府域の公所等の各拠点とし、職員個人宅への訪問はないものとする。

(3) 代替機の管理

- ・ 障害対応で必要となる場合は、4 時間以内に代替機の提供が行えるよう、必要台数を用意すること。

- ・ 代替機においては、行政事務支援システムにおける各ソフトと、常にそのバージョンをあわせること。(保守管理区分外のソフトを含む。) なお、各ソフトのバージョンは別途京都府において指定する。
- ・ 受託業者の保守管理区分外のソフトについては、京都府から提供を受けること。
- ・ 外付けディスプレイ、マウス、変換アダプタ、その他付属品についても同様に管理を行うこと。
- ・ なお、メーカー都合により同一機種での交換ができなくなった場合は、同等以上のスペックの異なる機種で代替することも許容する。

(4) ソフトのバージョン管理

- ・ 納入ソフトのバージョン管理を行うこと。
- ・ 納入ソフトについてバージョンアップがあった場合には、速やかに京都府に報告するとともに、無償バージョンアップソフトについては速やかに京都府に提供すること。
- ・ バージョンアップに配信ソフト等の運用ツールの利用が有効な場合は、事務支援運用者がその作業を行う。なお、これによりがたい場合は、受託業者において必要な作業を行うこと。
- ・ 導入ソフトウェアに関するライセンス体系の変更があった場合は、速やかに京都府に報告すること。

(5) 障害切り分け作業

障害の切り分け等において、関係業者から求められたときは、必ず必要な協力を行うこと。

(6) 報告

保守管理業務を行ったときは、その都度京都府に対して実績報告書を提出すること。特に障害対応作業完了後は、必要に応じて詳細な対応内容と再発防止策について京都府に報告すること。

(7) Windows11 のサポート終了に係る対応について

機器貸借期間中に Windows11 のサポートが終了することとなり、今回調達する端末の要件が次期 OS のアップグレード要件に適合している場合、次期 OS 環境で行政事務支援システム等が問題なく稼働するかの動作確認を実施するため、テスト端末を、ノート端末及びモバイル端末それぞれ 2 台程度、今回配備する端末とは別に用意の上、貸し出すこと。

※テスト端末用の次期 OS のアップグレード費用は本契約金額に含むものとする。

第3. その他

1 契約額内訳の提示

契約額のうち、端末本体（ディスプレイ・マウス・マウスパッド・変換アダプタ・保守費用を除く）の費用とその他の費用の内訳を提示すること。

2 リース期間満了後の端末の取扱いについて

今回調達する機器については、状況により賃貸借期間満了後に1年間の再リース契約をする場合があるため、再リース期間についても保守対応を可能とすること。

【別添】設置場所(行政)

部署名	所属1	所属2	所属3	A579/B	S938/B
監査委員	監査第一課				2
危機管理部	危機管理総務課				1
危機管理部	原子力防災課				1
危機管理部	災害対策課				5
京都地方税機構	綾部市役所			2	
京都地方税機構	井手町役場			1	
京都地方税機構	宇治市役所			3	
京都地方税機構	宇治田原町役場			1	
京都地方税機構	乙訓地方事務所			4	
京都地方税機構	亀岡市役所			1	
京都地方税機構	京丹後市役所			1	
京都地方税機構	京田辺市役所			2	
京都地方税機構	京都西地方事務所			1	
京都地方税機構	京都西地方事務所	徴収第一課		10	
京都地方税機構	京都西地方事務所	徴収第二課		7	
京都地方税機構	京都東地方事務所			1	
京都地方税機構	京都東地方事務所	徴収第一課		8	
京都地方税機構	京都東地方事務所	徴収第二課		9	
京都地方税機構	京都南地方事務所			1	
京都地方税機構	京都南地方事務所	徴収第一課		10	
京都地方税機構	京都南地方事務所	徴収第二課		7	
京都地方税機構	山城中部地方事務所			1	
京都地方税機構	山城中部地方事務所	整理課		1	
京都地方税機構	山城中部地方事務所	徴収第一課		3	
京都地方税機構	山城中部地方事務所	徴収第三課		1	
京都地方税機構	山城中部地方事務所	徴収第二課		1	
京都地方税機構	自動車関係税申告受付センター			24	
京都地方税機構	城陽市役所			2	
京都地方税機構	精華町役場			1	

京都地方税機構	相楽地方事務所			2	
京都地方税機構	相楽地方事務所		所長	1	
京都地方税機構	丹後地方事務所			3	
京都地方税機構	丹後地方事務所		所長	1	
京都地方税機構	中丹地方事務所		所長	1	
京都地方税機構	中丹地方事務所	徴収第一課		8	
京都地方税機構	中丹地方事務所	徴収第二課		14	
京都地方税機構	中部地方事務所		所長	1	
京都地方税機構	中部地方事務所	徴収第一課		4	
京都地方税機構	長岡京市役所			2	
京都地方税機構	南丹市役所			1	
京都地方税機構	八幡市役所			5	
京都地方税機構	舞鶴市役所			1	
京都地方税機構	福知山市役所			2	
京都地方税機構	本部	業務課		13	
京都地方税機構	本部	申告センター		1	
京都地方税機構	本部	総務課		4	
京都地方税機構	本部	法人税務課		17	
京都地方税機構	木津川市役所			1	
教育委員会	綾部高等学校			1	
教育委員会	井手やまぶき 支援学校			1	
教育委員会	宇治支援学校			1	
教育委員会	園部高等学校			1	
教育委員会	乙訓高等学校			2	
教育委員会	海洋高等学校			1	
教育委員会	学校教育課				1
教育委員会	鴨沂高等学校			1	
教育委員会	管理課				15
教育委員会	亀岡高等学校			1	
教育委員会	久御山高等学校			1	
教育委員会	宮津天橋高等学校			1	
教育委員会	京都八幡高等学校			1	
教育委員会	桂高等学校			1	
教育委員会	向日が丘支援 学校			1	
教育委員会	向陽高等学校			2	

教育委員会	高校教育課	修学支援係		3
教育委員会	嵯峨野高等学校			2
教育委員会	山城教育局	学校教育担当		3
教育委員会	山城教育局	学務課		2
教育委員会	朱雀高等学校			1
教育委員会	城陽高等学校			1
教育委員会	城陽支援学校			1
教育委員会	須知高等学校			1
教育委員会	清明高等学校			2
教育委員会	西舞鶴高等学校			1
教育委員会	総合教育センター 夕一北部研修所	地域教育支援部		7
教育委員会	大江高等学校			1
教育委員会	丹後緑風高等学校	久美浜学舎		1
教育委員会	丹後緑風高等学校	網野学舎		1
教育委員会	丹波支援学校			1
教育委員会	中丹教育局	学校教育担当		3
教育委員会	中丹教育局	学務課		2
教育委員会	中丹教育局	企画教育課		1
教育委員会	中丹教育局	社会教育担当		2
教育委員会	中丹教育局	総務課		2
教育委員会	中丹支援学校			1
教育委員会	東宇治高等学校			2
教育委員会	東舞鶴高等学校			1
教育委員会	桃山高等学校			2
教育委員会	南丹高等学校			2
教育委員会	南陽高等学校			2
教育委員会	八幡支援学校			2
教育委員会	府立山城郷土資料館	資料課		2
教育委員会	府立図書館	企画調整課		2
教育委員会	府立丹後郷土資料館	資料課		2
教育委員会	府立丹後郷土資料館	総務課		1
教育委員会	舞鶴支援学校			1
教育委員会	福知山高等学校			2
教育委員会	文化財保護課	大徳寺		2
教育委員会	文化財保護課	東福寺		3
教育委員会	文化財保護課	本隆寺		5
教育委員会	文化財保護課	妙法院		2
教育委員会	文化財保護課	良正院		3
教育委員会	峰山高等学校			1
教育委員会	北桑田高等学校			1
教育委員会	北嵯峨高等学校			1
教育委員会	盲学校			1
教育委員会	木津高等学校			1
教育委員会	与謝の海支援学校			1

教育委員会	洛水高等学校			1	
教育委員会	洛東高等学校			1	
教育委員会	洛北高等学校			1	
教育委員会	聾学校			1	
健康福祉部	こども・青少年 総合対策室			2	
健康福祉部	こども・青少年 総合対策室	きょうと婚活応 援センター		1	
健康福祉部	リハビリテー ション支援セン ター			2	
健康福祉部	医療保険政策 課			4	
健康福祉部	宇治児童相談 所			1	
健康福祉部	宇治児童相談 所	管理課		2	
健康福祉部	宇治児童相談 所	京田辺支所			3
健康福祉部	宇治児童相談 所	相談・判定課		18	
健康福祉部	宇治児童相談 所	相談判定課		1	
健康福祉部	宇治児童相談 所	総務課		1	
健康福祉部	家庭支援課			1	
健康福祉部	家庭支援課	脱ひきこもり支 援センター北部 サテライト		1	
健康福祉部	家庭支援総合 センター			13	8
健康福祉部	看護学校			1	
健康福祉部	健康対策課			3	
健康福祉部	健康対策課	難病相談・支援 センター		1	
健康福祉部	高齢者支援課	地域包括ケア 推進担当		4	
健康福祉部	障害者支援課			6	
健康福祉部	精神保健福祉 総合センター	医療福祉課		2	
健康福祉部	精神保健福祉 総合センター	相談指導課		3	
健康福祉部	地域福祉推進 課			3	
健康福祉部	福知山児童相 談所			1	
健康福祉部	福知山児童相 談所	相談・判定課		7	
健康福祉部	福知山児童相 談所	総務課		2	
健康福祉部	保健環境研究 所	企画連携課		2	
健康福祉部	保健環境研究 所	水質・環境課		1	
健康福祉部	保健環境研究 所	大気課		1	
健康福祉部	保健環境研究 所	理化学課		2	
健康福祉部	洛南病院	看護部		2	

健康福祉部	洛南病院	事務部		7	
健康福祉部	洛南病院	診療部		14	
健康福祉部	洛南病院	薬剤部		5	
健康福祉部	淇陽学校	指導課		2	
健康福祉部	淇陽学校	庶務課		2	
建設交通部	営繕課			5	
建設交通部	河川課			1	
建設交通部	監理課			2	1
建設交通部	京都土木事務所			1	
建設交通部	京都土木事務所	河川砂防課		3	1
建設交通部	京都土木事務所	企画・総務契約課		4	
建設交通部	京都土木事務所	施設保全・用地課		6	
建設交通部	京都土木事務所	施設保全・用地課	嵐山公園管理事務所	3	
建設交通部	建設整備課			1	
建設交通部	交通政策課			6	
建設交通部	公営企画課			2	
建設交通部	公営企業管理事務所				1
建設交通部	公営企業管理事務所	工業用水道課		2	
建設交通部	公営企業管理事務所	発電課		2	
建設交通部	港湾局	港湾企画課		1	1
建設交通部	港湾局	港湾施設課		7	
建設交通部	砂防課			1	
建設交通部	指導検査課			6	
建設交通部	住宅課			6	3
建設交通部	大野ダム総合管理事務所			3	
建設交通部	大野ダム総合管理事務所	管理課		7	
建設交通部	大野ダム総合管理事務所	庶務課		1	
建設交通部	大野ダム総合管理事務所	畑川ダム管理所			1
建設交通部	都市計画課			3	
建設交通部	道路管理課			1	
建設交通部	道路計画課			2	
建設交通部	道路建設課			3	
建設交通部	府営水道事務所				1
建設交通部	府営水道事務所	広域浄水センター		9	
建設交通部	府営水道事務所	施設管理課		10	
建設交通部	府営水道事務所	水質管理センター		1	
建設交通部	府営水道事務所	総務企画課		2	1
建設交通部	用地課			2	
建設交通部	流域下水道事務所	宮津湾浄化センター		3	
建設交通部	流域下水道事務所	施設管理課		1	

建設交通部	流域下水道事務所	施設整備課		5	
建設交通部	流域下水道事務所	総務課		7	
建設交通部	流域下水道事務所	木津川上流浄化センター		1	
建設交通部	流域下水道事務所	洛西浄化センター		3	
建設交通部	流域下水道事務所	洛南浄化センター		3	
公安委員会	綾部警察署			5	
公安委員会	右京警察署			4	
公安委員会	宇治警察署			5	
公安委員会	運転免許試験課			4	
公安委員会	運転免許試験課	京都駅前運転免許更新センター		2	
公安委員会	下鴨警察署			4	
公安委員会	下京警察署			4	
公安委員会	下京警察署	京都駅落とし物窓口		1	
公安委員会	機動隊			1	
公安委員会	亀岡警察署			5	
公安委員会	宮津警察署			5	
公安委員会	京丹後警察署			5	
公安委員会	警察学校			1	
公安委員会	警察本部	サイバー犯罪対策課		5	
公安委員会	警察本部	科学捜査研究所		4	
公安委員会	警察本部	会計課		25	
公安委員会	警察本部	外事課		1	
公安委員会	警察本部	監査官室		2	
公安委員会	警察本部	鑑識課		1	
公安委員会	警察本部	教養課		1	
公安委員会	警察本部	刑事企画課		2	
公安委員会	警察本部	警衛警護課		1	
公安委員会	警察本部	警備第一課		4	
公安委員会	警察本部	警務課		5	
公安委員会	警察本部	交通企画課		1	
公安委員会	警察本部	交通規制課		2	
公安委員会	警察本部	交通指導課		2	
公安委員会	警察本部	交通捜査課		1	
公安委員会	警察本部	厚生課		1	
公安委員会	警察本部	広報応接課		3	
公安委員会	警察本部	情報管理課		5	
公安委員会	警察本部	人身安全対策課		2	
公安委員会	警察本部	生活安全企画課		3	
公安委員会	警察本部	生活保安課		4	
公安委員会	警察本部	組織犯罪対策第一課		1	
公安委員会	警察本部	組織犯罪対策第三課		1	
公安委員会	警察本部	組織犯罪対策第二課		1	
公安委員会	警察本部	捜査第一課		1	

公安委員会	警察本部	捜査第三課			2
公安委員会	警察本部	捜査第二課			1
公安委員会	警察本部	総務課			2
公安委員会	警察本部	装備課			2
公安委員会	警察本部	通信指令課			1
公安委員会	警察本部	留置管理課			1
公安委員会	向日町警察署				5
公安委員会	高速道路交通警察隊				1
公安委員会	山科警察署				4
公安委員会	自動車警察隊				1
公安委員会	上京警察署				3
公安委員会	城陽警察署				5
公安委員会	西京警察署				4
公安委員会	川端警察署				3
公安委員会	中京警察署				5
公安委員会	鉄道警察隊				1
公安委員会	田辺警察署				5
公安委員会	東山警察署				4
公安委員会	南警察署				3
公安委員会	南丹警察署				5
公安委員会	八幡警察署				5
公安委員会	舞鶴警察署				5
公安委員会	伏見警察署				3
公安委員会	福知山警察署				5
公安委員会	北警察署				3
公安委員会	木津警察署				5
公社事務局					2
公社事務局	本社総務部	経理課			5
公社事務局	本社総務部	総務課			1
公立大学法人	府立医科大学		学長		1
公立大学法人	府立医科大学	医療サービス課			30
公立大学法人	府立医科大学	医療安全推進部			3
公立大学法人	府立医科大学	看護キャリアセンター			1
公立大学法人	府立医科大学	企画広報課			5
公立大学法人	府立医科大学	教育支援課			18
公立大学法人	府立医科大学	経営企画課			1
公立大学法人	府立医科大学	経理課			25
公立大学法人	府立医科大学	情報・研究支援課			19
公立大学法人	府立医科大学	総務課			26
公立大学法人	府立医科大学	大学整備室			2
公立大学法人	府立医科大学	大学整備室施設課			18
公立大学法人	府立医科大学	病院管理課			25
公立大学法人	府立医科大学	病院管理課	永守記念最先端がん治療研究センター		3
公立大学法人	府立医科大学	附属病院医療技術部	栄養課		14
公立大学法人	府立医科大学	附属病院看護部			7
公立大学法人	府立医科大学	北部医療センター			50

公立大学法人	府立医科大学 (教養教育事務室)	教養教育事務室		1
公立大学法人	府立医科大学 (附属図書館)	附属図書館		7
公立大学法人	府立大学	学生部学務課		20
公立大学法人	府立大学	管理課		13
公立大学法人	府立大学	企画・地域連携課		3
公立大学法人	府立大学	企画課		5
公立大学法人	府立大学	精華キャンパス事務部		2
公立大学法人	府立大学	総務課		3
公立大学法人	府立大学	附属演習林		5
公立大学法人	府立大学	附属図書館(歴史館内)		7
公立大学法人	法人本部			4
公立大学法人	法人本部		理事長	1
山城広域振興局	乙訓土木事務所(建設部)	河川砂防課		3
山城広域振興局	乙訓土木事務所(建設部)	建築住宅課		3
山城広域振興局	乙訓土木事務所(建設部)	施設保全課		3
山城広域振興局	乙訓土木事務所(建設部)	道路計画課		4
山城広域振興局	乙訓土木事務所(建設部)	用地課		3
山城広域振興局	乙訓保健所(健康福祉部)	環境衛生課		2
山城広域振興局	乙訓保健所(健康福祉部)	企画調整課		1
山城広域振興局	乙訓保健所(健康福祉部)	福祉課		5
山城広域振興局	乙訓保健所(健康福祉部)	保健課		1
山城広域振興局	山城南土木事務所(建設部)	河川砂防課		6
山城広域振興局	山城南土木事務所(建設部)	企画・総務契約課		3
山城広域振興局	山城南土木事務所(建設部)	建築住宅課		3
山城広域振興局	山城南土木事務所(建設部)	施設保全課		5
山城広域振興局	山城南土木事務所(建設部)	道路計画課		4
山城広域振興局	山城南土木事務所(建設部)	用地課		2
山城広域振興局	山城南保健所(健康福祉部)	環境衛生課		1
山城広域振興局	山城南保健所(健康福祉部)	福祉課		1
山城広域振興局	山城北土木事務所(建設部)	河川砂防課		6
山城広域振興局	山城北土木事務所(建設部)	企画調整課		1
山城広域振興局	山城北土木事務所(建設部)	建築住宅課		2

山城広域振興局	山城北土木事務所(建設部)	施設保全課		7	
山城広域振興局	山城北土木事務所(建設部)	総務契約課		1	
山城広域振興局	山城北土木事務所(建設部)	道路計画課		11	
山城広域振興局	山城北土木事務所(建設部)	用地課		4	1
山城広域振興局	山城北保健所(健康福祉部)	衛生課		3	
山城広域振興局	山城北保健所(健康福祉部)	環境課		2	
山城広域振興局	山城北保健所(健康福祉部)	綴喜分室		5	
山城広域振興局	山城北保健所(健康福祉部)	保健課		1	
山城広域振興局	地域連携・振興部	企画・連携推進課		2	
山城広域振興局	地域連携・振興部	山城南府税出張所		1	
山城広域振興局	地域連携・振興部	税務課		6	
山城広域振興局	地域連携・振興部	総務防災課			3
山城広域振興局	地域連携・振興部	総務防災課(旅券窓口)		1	
山城広域振興局	地域連携・振興部	木津地域総務防災課		1	
山城広域振興局	農林商工部	山城南農業改良普及センター		1	
山城広域振興局	農林商工部	山城北農業改良普及センター		5	
山城広域振興局	農林商工部	森づくり振興課			1
山城広域振興局	農林商工部	地域づくり振興課		8	
山城広域振興局	農林商工部	農商工連携・推進課		8	
住宅供給公社				1	
住宅供給公社	業務推進部	街づくり推進課		3	
住宅供給公社	業務推進部	住宅相談所		2	
住宅供給公社	山城府営住宅管理センター			10	
住宅供給公社	住宅管理部			9	
住宅供給公社	中丹・丹後府営住宅管理センター			7	
住宅供給公社	中丹・丹後府営住宅管理センター	丹後駐在室		1	
商工労働観光部			文化学術研究都市推進監		1
商工労働観光部	ものづくり振興課			1	
商工労働観光部	京都高等技術専門学校			11	
商工労働観光部	京都高等技術専門学校	訓練企画課		6	

商工労働観光部	京都高等技術 専門学校	施設内訓練課		7	
商工労働観光部	京都障害者高 等技術専門学校			6	
商工労働観光部	京都障害者高 等技術専門学校	施設内訓練課		2	
商工労働観光部	京都障害者高 等技術専門学校	城陽障害者高 等技術専門学校		1	
商工労働観光部	雇用推進課	京都ジョブパー ク		30	
商工労働観光部	中小企業技術 センター	中丹技術支援 室		1	
商工労働観光部	陶工高等技術 専門学校	訓練課		4	
商工労働観光部	福知山高等技 術専門学校	訓練企画課		3	
商工労働観光部	福知山高等技 術専門学校	施設内訓練課		4	
商工労働観光部	労働政策室			1	
商工労働観光部	労働政策室	京都府生涯現 役クリエイティ ブセンター		1	
総合政策環境部	環境管理課			1	
総合政策環境部	企画統計課			1	
総合政策環境部	自然環境保全 課			3	
総合政策環境部	循環型社会推 進課			2	
総合政策環境部	循環型社会推 進課	不法投棄等対 策担当		1	
総合政策環境部	情報政策課			6	
総合政策環境部	情報政策課	アウトソーサー		10	
総合政策環境部	情報政策課	ヘルプデスク		5	2
総合政策環境部	政策環境総務 課				1
総合政策環境部	総合政策室			1	
総合政策環境部	脱炭素社会推 進課			2	
総合政策環境部	地域政策室			3	
総合政策環境部	地域政策室	北部担当		2	
総務部	京都西府税事 務所	管理課		2	
総務部	京都東府税事 務所			2	
総務部	京都東府税事 務所	管理課		1	
総務部	京都東府税事 務所	不動産取得税 課		1	
総務部	京都南府税事 務所	軽油引取税課		1	

総務部	自転車競技事務所	庶務課		1	
総務部	自動車税管理事務所	課税課		3	
総務部	自動車税管理事務所	管理課		1	
総務部	政策法務課			2	
総務部	政策法務課	文書係		2	
総務部	税務課			3	
総務部	入札課			5	
総務部	府有資産活用課	福利厚生棟別館1階		1	
丹後広域振興局			副局長	1	
丹後広域振興局	丹後土木事務所(建設部)	河川砂防課		3	
丹後広域振興局	丹後土木事務所(建設部)	建築住宅課		3	
丹後広域振興局	丹後土木事務所(建設部)	施設保全課		3	
丹後広域振興局	丹後土木事務所(建設部)	総務契約課		2	1
丹後広域振興局	丹後土木事務所(建設部)	道路計画課		1	
丹後広域振興局	丹後土木事務所(建設部)	峰山出張所		3	
丹後広域振興局	丹後土木事務所(建設部)	用地課		3	
丹後広域振興局	丹後保健所(健康福祉部)	企画調整課			1
丹後広域振興局	地域連携・振興部	企画・連携推進課		3	
丹後広域振興局	地域連携・振興部	税務課		5	
丹後広域振興局	地域連携・振興部	総務防災課		2	3
丹後広域振興局	農林商工部	森づくり振興課		7	
丹後広域振興局	農林商工部	丹後農業改良普及センター		12	
丹後広域振興局	農林商工部	地域づくり振興課		10	
丹後広域振興局	農林商工部	農商工連携・推進課		5	
知事直轄組織	会計課			1	
知事直轄組織	会計課	山城会計室		4	
知事直轄組織	会計課	中丹会計室		2	
知事直轄組織	会計課	南丹会計室		2	
知事直轄組織	国際課	きょうと留学生オリエンテーションセンター		2	
知事直轄組織	職員総務課			3	
知事直轄組織	職員総務課	図書サロン		1	
知事直轄組織	旅券事務所			5	
中丹広域振興局	地域連携・振興部	税務課		2	
中丹広域振興局	地域連携・振興部	総務防災課			1

中丹広域振興局	地域連携・振興部	中丹西府税出張所			2	
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	河川砂防課			2	
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	河川砂防課	室長		1	
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	企画・総務契約課			3	
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	建築住宅課			2	
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	施設保全課			3	
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	施設保全課	室長		1	
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	道路計画課			3	
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	道路計画課	室長			1
中丹広域振興局	中丹西土木事務所(建設部)	用地課			3	
中丹広域振興局	中丹西保健所(健康福祉部)	食肉・試験検査課			5	1
中丹広域振興局	中丹東土木事務所(建設部)	河川砂防課			4	
中丹広域振興局	中丹東土木事務所(建設部)	建築住宅課			4	
中丹広域振興局	中丹東土木事務所(建設部)	施設保全課			5	
中丹広域振興局	中丹東土木事務所(建設部)	総務契約課			1	
中丹広域振興局	中丹東土木事務所(建設部)	道路計画課			4	
中丹広域振興局	中丹東土木事務所(建設部)	舞鶴出張所			2	
中丹広域振興局	中丹東土木事務所(建設部)	用地課			9	
中丹広域振興局	中丹東保健所(健康福祉部)	環境衛生課			2	1
中丹広域振興局	中丹東保健所(健康福祉部)	福祉課			4	
中丹広域振興局	中丹東保健所(健康福祉部)	北部リハビリテーション支援センター			1	
中丹広域振興局	農林商工部	森づくり振興課			12	
中丹広域振興局	農林商工部	地域づくり振興課			8	1
中丹広域振興局	農林商工部	中丹西農業改良普及センター			1	
中丹広域振興局	農林商工部	中丹東農業改良普及センター			6	
中丹広域振興局	農林商工部	農商工連携・推進課			6	
土地開発公社					1	
土地開発公社	本社業務部				5	
土地開発公社	本社業務部	新名神事務所			7	
土地開発公社	本社業務部	新名神事務所	亀岡駐在		5	
土地開発公社	本社業務部	南部事務所			5	
土地開発公社	本社業務部	北部事務所			5	

土地開発公社	本社業務部	北部事務所	京丹後支所	3	
道路公社				2	
道路公社	本社業務課			6	
道路公社	本社業務課	管理事務所		17	
南丹広域振興局	地域連携・振興部	税務課		6	
南丹広域振興局	地域連携・振興部	総務防災課		2	1
南丹広域振興局	南丹土木事務所(建設部)	河川砂防課		10	
南丹広域振興局	南丹土木事務所(建設部)	建築住宅課		4	
南丹広域振興局	南丹土木事務所(建設部)	施設保全課		9	1
南丹広域振興局	南丹土木事務所(建設部)	総務契約課		3	
南丹広域振興局	南丹土木事務所(建設部)	道路計画課		2	
南丹広域振興局	南丹土木事務所(建設部)	美山出張所		6	
南丹広域振興局	南丹土木事務所(建設部)	用地課		4	
南丹広域振興局	南丹保健所(健康福祉部)	環境衛生課		2	
南丹広域振興局	南丹保健所(健康福祉部)	企画調整課		1	1
南丹広域振興局	農林商工部		部長	1	
南丹広域振興局	農林商工部	森づくり振興課		3	
南丹広域振興局	農林商工部	地域づくり振興課		5	
南丹広域振興局	農林商工部	南丹農業改良普及センター		13	
南丹広域振興局	農林商工部	農商工連携・推進課		3	1
二役	二役	副知事			1
農林水産部	京都乙訓農業改良普及センター			2	8
農林水産部	京都林務事務所	治山課		3	
農林水産部	京都林務事務所	林務課		6	
農林水産部	山城家畜保健衛生所	業務課		1	
農林水産部	山城家畜保健衛生所	防疫課			1
農林水産部	森の保全推進課			3	
農林水産部	水産課			1	
農林水産部	水産事務所			1	
農林水産部	水産事務所	海のにぎわい企画課		4	
農林水産部	水産事務所	漁政課		3	
農林水産部	水産事務所	船舶課		12	
農林水産部	丹後家畜保健衛生所	業務課		2	

農林水産部	丹後家畜保健衛生所	防疫課			1
農林水産部	中丹家畜保健衛生所	業務課		1	
農林水産部	中丹家畜保健衛生所	高度病性鑑定課		1	
農林水産部	中丹家畜保健衛生所	防疫課			1
農林水産部	南丹家畜保健衛生所	業務課		3	
農林水産部	南丹家畜保健衛生所	防疫課			1
農林水産部	農業大学校				1
農林水産部	農業大学校	教務部		5	
農林水産部	農業大学校	事務部		2	
農林水産部	農産課			2	
農林水産部	農林水産技術センター	海洋センター		8	
農林水産部	農林水産技術センター	企画室		2	
農林水産部	農林水産技術センター	森林技術センター		2	
農林水産部	農林水産技術センター	森林技術センター	緑化センター	1	
農林水産部	農林水産技術センター	生物資源研究センター		6	
農林水産部	農林水産技術センター	総務室		2	
農林水産部	農林水産技術センター	丹後農業研究所		5	
農林水産部	農林水産技術センター	畜産センター		13	
農林水産部	農林水産技術センター	畜産センター	碓高原牧場	6	
農林水産部	農林水産技術センター	茶業研究所		8	
農林水産部	農林水産技術センター	農林センター	園芸部	5	
農林水産部	農林水産技術センター	農林センター	環境部	6	
農林水産部	農林水産技術センター	農林センター	作物部	4	
農林水産部	林業振興課			1	
農林水産部	林業大学校			4	
府議会	総務課			1	2
文化生活部	スポーツ振興課			1	
文化生活部	京都学・歴彩館		館長	1	
文化生活部	京都学・歴彩館	企画総務課		2	
文化生活部	京都学・歴彩館	京都学推進課		1	
文化生活部	交通事故相談所			2	
文化生活部	消費生活安全センター			10	
文化生活部	人権啓発推進室			1	
文化生活部	体育館			3	
文化生活部	男女共同参画課			1	

文化生活部	動物愛護センター			1	
文化生活部	府民総合案内・相談センター			7	
文化生活部	文化施設政策監付			3	
文化生活部	文化生活総務課			6	
文化生活部	文教課			3	
労働委員会	審査課			2	
労働委員会	総務調整課			3	
在庫	情報政策課			55	4
合計				1902	89